## 倫理委員会ホームページに関する申し合わせ

2003年7月16日制定

- 1. 倫理委員会ホームページの運用にあたっては、広報情報委員会ホームページ委員会の規定および指導に従う。
- 2. 倫理委員会ホームページの掲載内容の変更には委員長の承認を必要とする。
- 3. 倫理委員会ホームページの掲載内容を変更した委員は全委員にその旨を通知する。
- 4. 倫理委員会ホームページの掲載内容について、委員会は学会員と学会外部からの意見を受け付ける。意見が提出された場合は、それへの対応は委員会で決定する。
- 5. 倫理委員会ホームページの掲載内容については、著作権やプライバシーに十分配慮する。
- 6. 倫理委員会ホームページには委員名簿を掲載する。掲載内容については委員個人の意 見を尊重する。
- 7. 倫理委員会ホームページには委員会開催案内を掲載する。
- 8. 倫理委員会ホームページには委員会議事要旨を掲載する。
- 9. 本申し合わせの改正には委員の過半数の賛成を必要とする。